

名古屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6年10月22日

名古屋市長職務代理者

名古屋市副市長 中 田 英 雄

名古屋市条例第52号

名古屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例

名古屋市国民健康保険条例（昭和36年名古屋市条例第 1号）の一部を次のように改正する。

第21条第 1項中「 6月」の次に「（ただし、急患等として保険医療機関等において診療を受けた被保険者に係る保険料の納付については、保険料を納付することができるまでの期間として 1年）」を加える。

第28条中「第 9項」を「第 5項」に、「、若しくは」を「、又は」に改め、「又は同条第 3項若しくは第 4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない者」を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和 6年12月 2日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の名古屋市国民健康保険条例第21条第 1項の規定は、令和 6年度分の保険料のうち令和 6年12月以後の期間に係るもの及び令和 7

年度分の保険料から適用し、令和 6年度分の保険料のうち令和 6年11月以前の期間に係るもの及び令和 5年度分以前の保険料については、なお従前の例による。

- 3 施行日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6年政令第 260号）第 9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。